



2018年7月10日

各 位

| | |
|-------|---|
| 会 社 名 | 昭和シェル石油株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役 社長執行役員 CEO 亀岡 剛 (コード : 5002 東証第一部) |
| 問合せ先 | 広報部長 中村 知史 |
| 電話番号 | 03-5531-5793 |

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 会 社 名 | 出光興産株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 木藤 俊一 (コード : 5019 東証第一部) |
| 問合せ先 | 経理部 IR 室長 徳光 孝治 |
| 電話番号 | 03-3213-9307 |

経営統合に関する合意書の締結のお知らせ

昭和シェル石油株式会社（以下「昭和シェル」といいます。）及び出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）は、2015年7月30日に両社の経営統合に向けての協議を本格化させることを発表して以来、経営統合に関する作業を進めてまいりました。また、経営統合が実現するまでの時間を最大限有効に活用し、シナジー効果の先取りを図るべく、2017年5月9日に、経営統合に先立ち企業グループを形成して協働事業を強化・推進することを目的に、「協働事業の強化・推進に関する趣意書」を締結し、「Brighter Energy Alliance(ブライターエナジーアライアンス)」のアライアンス名の下、経営統合に向けた各種プロセスを加速させるとともに、広範囲にわたって協業を深化させながら両社グループの更なる競争力の向上に努めてまいりましたが、本日、両社はそれぞれ取締役会を開催し、最善の企業価値向上策として、「経営統合に関する合意書」（以下「本統合合意書」といいます。）を締結し、今後株式交換契約の締結等の手続きを経て、出光興産の株式を昭和シェルの株主に交付し出光興産が昭和シェルの発行済株式の全部を取得する株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することにより、2019年4月1日に経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実現することを決定しましたので、お知らせいたします。

本株式交換は、国内外の競争当局の承認を前提とするものであり、また、両社が2018年10月を目途に株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、その後両社がそれぞれ2018年12月を目途に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、昭和シェルの普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場廃止となる予定です。

なお、本日付の出光興産のプレスリリース「当社大株主との間の合意書の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、出光興産は、出光興産の大株主との間で、当該大株主が、所定の事項が充足されることを条件に、今後開催予定の出光興産の臨時株主総会において、①本株式交換契約の承認議案及び②株式交換の際に一般的に株主総会に関連して議題とされる事項について、出光興産が提案する議案に賛成の議決権行使することを合意しております。

記

1. 本経営統合の目的

昭和シェル及び出光興産は、国内石油精製販売を主力事業とし、国民生活の基盤であるエネルギーを安定的

に供給し、日本のエネルギー・セキュリティを支えるという社会的使命を全うするべく、その事業を運営してまいりました。

国内石油産業は、石油製品需要の中長期的な減退や過剰設備といった構造的課題に直面しており、両社のみならずこれまで共に歩んできた特約店や販売店、運送会社、協力会社の皆様の現在及び将来の経営に対し多大な影響を及ぼしております。両社を取り巻く環境がより厳しさを増す中で、経営統合の遅れを理由として、両社協働によるシナジーの創出とその効果の享受が遅れることは許されない状況にあります。また、ESGやSDGsに代表される環境対策やガバナンスに対する社会的要請の高まり等、我々エネルギー企業が直面する課題は山積されています。

このような厳しい事業環境の下、2015年7月30日付の出光興産のプレスリリース「ロイヤル・ダッチ・シェルからの昭和シェル石油株式会社の株式(33.3%議決権比率)の取得に関するお知らせ」に記載のとおり、出光興産は、昭和シェルの筆頭株主であったロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシーの子会社より昭和シェル株式を取得する旨の株式譲渡契約を締結するとともに、昭和シェルとの間で経営統合を目指した協議を本格化し、同年11月12日には、同日付の昭和シェル及び出光興産のプレスリリース「昭和シェル石油株式会社と出光興産株式会社の経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」に記載のとおり、両社それぞれの強みを持ち寄り、経営資源を結集することにより、屈指の競争力を有する業界のリーディングカンパニーを作ることを目的として、両社の経営統合に関する協議を進めてまいりました。

また、両社は、経営統合が実現するまでの時間を最大限有効に活用するべく、2017年5月9日付の両社のプレスリリース「昭和シェル石油株式会社と出光興産株式会社の協働事業の強化・推進に係る趣意書締結のお知らせ」に記載のとおり、「Brighter Energy Alliance(ブライターエナジー・ライアンス)」のアライアンス名の下、両社で重複する各事業分野（原油船舶、精製、需給、物流、販売、コーポレート部門）においてシナジー効果実現に向けた方策の検討を精力的に行っております。その結果、アライアンスのシナジー効果の目標として掲げた「250億円/3年」は早期に実現できる見込みであり、さらには、「300億円/3年」の達成も視野に入ってきております。

もっとも、両社を取り巻く事業環境がより厳しさを増す中で、両社の経営統合を実現し、より一層の両社のシナジーを創出することが急務となっていました。

そこで、両社は、本日開催の取締役会において、今後株式交換の締結等の手続きを経て、本株式交換を行うことにより、2019年4月1日に本経営統合を実現することを決定しました。昭和シェル及び出光興産は、本経営統合の実施を通じて、短期的にはシナジー創出を最大化し屈指の競争力を持つ企業体を目指しつつ、中長期的には事業構成や環境・社会・ガバナンスへの取組み等を総合して真に持続可能な企業体への進化を本格化することを図り、もって両社の企業価値を向上させることを目的としています。

2. 本経営統合の概要

(1) 本経営統合の方式及びスケジュール

両社は、2018年12月を目途に開催予定の両社の臨時株主総会における承認を前提として、本株式交換を行います。なお、本株式交換に係る株式交換比率は、昭和シェル及び出光興産が相互に行うデュー・ディリジェンスの結果並びに両社の株主の利益等を踏まえ、昭和シェル及び出光興産のそれぞれの株価を主たる基準として、両社の合意により公正に決定する予定です。

両社は、以下のスケジュールを目途として、本経営統合を進めてまいります。但し、国内外の競争当局における手続等の関係当局等への届出、登録、許認可の取得その他の本経営統合に向けた準備の進捗又はその他の理由により変更の必要が生じた場合には、両社で協議し、合意の上、これを変更・公表します。

| | |
|---------------------|----------------|
| 株式交換契約締結(株式交換比率の合意) | 2018年10月(予定) |
| 昭和シェル及び出光興産の臨時株主総会 | 2018年12月(予定) |
| 上場廃止日(昭和シェル) | 2019年3月29日(予定) |
| 本株式交換の効力発生 | 2019年4月1日(予定) |

2019年3月末日までに本株式交換契約が締結されなかった場合又は昭和シェル若しくは出光興産のい

ずれかの臨時株主総会において本株式交換契約の承認議案が否決された場合には、本統合合意書はその効力を失う旨合意されています。

(2) 本経営統合後の経営体制等

①本経営統合実行当初の取締役及び代表取締役

- ・ 本経営統合の実行後の出光興産の取締役会の構成は、両社の企業価値最大化のため、出身母体によらない、公正で実力本位・適材適所の人選を行うことを基本とします。
- ・ 本経営統合の実行当初の出光興産の取締役については、昭和シェルが 3 名、出光興産が 5 名の取締役候補者をそれぞれ指名する予定です。出光興産の大株主が推薦する取締役候補者 2 名は出光興産が指名する取締役候補者に含まれます。また、独立社外取締役として就任する予定の取締役候補者は、上記の取締役候補者に含まれません。
- ・ 出光興産は、本株式交換契約の承認に係る臨時株主総会において、昭和シェルが指名する取締役候補者及び出光興産の大株主が推薦する取締役候補者について、本株式交換の効力発生を停止条件として、2019 年 4 月 1 日付で出光興産の取締役に就任する内容の取締役選任議案を上程する予定です。
- ・ 本経営統合の実行当初の出光興産の代表取締役については、昭和シェル及び出光興産両社から 2 名ずつ候補者を指名することとし、昭和シェルが指名する候補者は 2019 年 4 月 1 日付で出光興産の代表取締役に就任する予定です。

②トレードネーム

- ・ 「出光昭和シェル」を本経営統合の実行後のトレードネームとする予定です。なお、国外でのトレードネームを含め、上記トレードネームの実際の運用については、両社で別途協議し決定します。

③既存ブランドの取扱い

- ・ 本経営統合の実行後一定期間は、両社の既存のブランドを併用します。

④コーポレート・ガバナンス

- ・ 本経営統合の実行後の出光興産のコーポレート・ガバナンス体制については、独立した社外取締役を 4 名以上選任することをはじめ、コーポレートガバナンス・コードにおいて提示されている考え方を積極的に採用し、取締役会のモニタリング機能を高めることで透明性のある経営を確保しつつ、執行部への大胆な権限移譲により迅速で果断な企業経営を実施することを基本方針とします。

⑤組織体制・人事に関する方針等

- ・ 両社は、昭和シェル及び出光興産のグループとしての一体感を醸成し、もってシナジーの最大化を実現するための組織体制について、速やかに両社間で協議を行い、合意するものとします。
- ・ 本経営統合の実行当初の出光興産のコーポレート部門及び石油事業の複数部門を担当する執行役員（但し、製油所長及び事業所長を除きます。）、部室長及び支店長は、両社から同数ずつ選任し、それ以外の部門については、事業の継続性を考慮し原則として現行体制を維持します。

(3) 本経営統合実行後の株主還元方針

昭和シェル及び出光興産は、別途協議の上で、本株式交換契約の承認に係る両社の臨時株主総会までに、本株式交換により期待される効果を勘案した本経営統合実行後の 2019 年度乃至 2021 年度（以下「計画対象事業年度」といいます。）を対象とする中期経営計画を策定・公表し、その中で、計画対象事業年度に係る一定金額の最終利益（当期純利益）の目標を示す予定です。なお、計画対象事業年度の最終利益の目標金額は、累積合計で 5,000 億円以上とすることを想定しております。

出光興産は、下記「3. 出光興産による自己株式取得」に記載の自己株式取得とは別途、本経営統合の実行後に計画対象事業年度に係る最終利益について 50%又はそれを上回る一定割合による株主還元（なお、各事業年度毎に当該株主還元額の 10%以上を自己株式取得に当てる予定です。）を行う予定です。

3. 出光興産による自己株式取得

出光興産は、本株式交換契約の承認に係る臨時株主総会までを目途として、1,200 万株の自己株式取得を実施することを予定しており、本日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づき、当該自己株式取得に係る事項を決議しております。詳細につきましては、本日付の出光興産のプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 本統合意書締結に際しての昭和シェルの特別委員会での審議等

昭和シェルにおいては、出光興産が本経営統合について利害関係を有することから、本統合意書の締結に關し、意思決定プロセスの透明性や公平性を確保するため、特別委員会の審議等を経るとともに、昭和シェルの全取締役（利害関係を有するおそれのある関大輔氏及び齊藤勝美氏を除く）並びに全監査役の同意を得ております。なお、現在の特別委員会の委員は、昭和シェルの独立役員である大塚紀男氏、安田結子氏、宮崎緑氏及び山岸憲司氏の 4 名です。

5. 本経営統合の当事者の概要

| | | |
|-------------|--|------------------------------------|
| ① 名 称 | 昭和シェル石油株式会社 | 出光興産株式会社 |
| ② 所 在 地 | 東京都港区台場二丁目 3 番 2 号 | 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 社長執行役員 CEO 亀岡 剛 | 代表取締役社長 木藤 俊一 |
| ④ 事 業 内 容 | 原油・石油製品の輸入、輸送、精製、貯蔵、販売を中心とした石油事業、エネルギーソリューション事業（太陽電池、電力）等 | 石油精製並びに油脂製造、販売 石油化学製品の製造、販売 |
| ⑤ 資 本 金 | 34,197 百万円 (2018 年 3 月 31 日現在) | 168,351 百万円 (2018 年 3 月 31 日現在) |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 1942 年 8 月 1 日 | 1940 年 3 月 30 日 |
| ⑦ 大株主及び持株比率 | 出光興産(株) 31.25% アラムコ・オーバーシーズ 14.96% ・カンパニー・ビー・ヴィ 日本マスタートラスト 5.76% 信託銀行(株) (信託口) 日本トラスティ・サービス 3.78% 信託銀行(株) (信託口) ザ・シェル・ペトロリウム 1.99% ・カンパニー・リミテッド バンク・オブ・ニューヨーク 1.90% ・ジーシーエム・クライアント ・アカウント・ジェイピーアールディ イ・アイエスジー・エフイーーエイ シー ザ・アングロサクソン 1.80% ・ペトロリウム・カンパニー ・リミテッド | |
| | 日章興産(株) 13.04% 公益財団法人出光文化 5.96% 福祉財団 公益財団法人出光美術館 3.85% 日本トラスティ・サービス 3.33% 信託銀行(株) (信託口) 日本マスタートラスト 3.27% 信託銀行(株) (信託口) (株)三菱東京UFJ銀行 2.47% (株)三井住友銀行 2.47% 三井住友信託銀行(株) 2.47% 宗像合同会社 2.39% 出光興産社員持株会 2.37% (2018年3月31日現在) | |

| | | |
|--|--|--|
| | 資産管理サービス信託銀行株 1.09% (証券投資信託口) ステート・ストリート・バンク 0.96% ・ウェスト・クライアント・トリー ティー・505234 日本トラスティ・サービス 0.96% 信託銀行株 (信託口5) (2018年6月30日現在) | |
|--|--|--|

(8) 当事会社間の関係

| | |
|-------------|--|
| 資 本 関 係 | 本日時点で、出光興産は、昭和シェルの発行済株式の 31.25%に相当する 117,761,200 株を所有しております。 |
| 人 的 関 係 | 昭和シェルの取締役 2 名（関大輔氏及び齊藤勝美氏）は、過去、出光興産の取締役に就任しておりました。また、出光興産は、昭和シェルから 2 名（小林正幸氏及び新留加津昭氏）を拡大経営委員会における社外委員として受け入れております。 |
| 取 引 関 係 | 両社は協働事業の強化・推進に係る趣意書を締結し、企業グループを形成して協働事業を強化・推進しております。 |
| 関連当事者への該当状況 | 昭和シェルは、出光興産の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。 |

(注) 昭和シェルは2018年3月28日開催の第106回定時株主総会にて「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、第107期事業年度は、2018年1月1日から2019年3月31日までの15カ月間となります。

以 上

本プレスリリースには、昭和シェル及び出光興産の経営統合の成否又はその結果に係る「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類における記述のうち過去又は現在の事実に関するもの以外の記述は、かかる将来予想に関する記述に該当する可能性があります。これらの将来予想に関する記述は、現在入手している情報を前提とする両社の仮定及び判断に基づくものであり、既知又は未知のリスク、不確実性等の要因を内在しております。これらの要因により、将来予想に関する記述に明示的又は默示的に示される両社又は両社のいずれか（又は統合後のグループ）の将来における業績、経営結果、財務内容等に関し、本プレスリリースの内容と大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。また、両社は、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び米国証券取引委員会への届出において両社（又は統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性その他の要因の例としては、以下のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本国内外の経済情勢。
- (2) 原油等の資源価格、為替相場の変動。
- (3) 借入金、社債等の金利の変動、その他金融市場の変動。
- (4) 有価証券等の保有資産（年金資産を含む）価値の変動。
- (5) 事業活動に係る法令その他規制（環境規制を含む）の変更。
- (6) 海外の主要市場における関税引き上げ、輸入規制等。
- (7) 災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等。
- (8) 本株式交換契約が締結されないこと、本株式交換契約に係る株主総会における承認を含む必要手続が履践されないこと、その他の理由により、本経営統合が実施できなかつたり、本経営統合の方法や内容等が変更されること。
- (9) 本経営統合に関する競争法上の関係当局の審査等の手続の状況又はかかる競争法上の関係当局の承認その他必要な承認等が得られないこと。
- (10) 本経営統合後のグループにおいてシナジーや統合効果の実現に困難が伴い、又は実現できること。